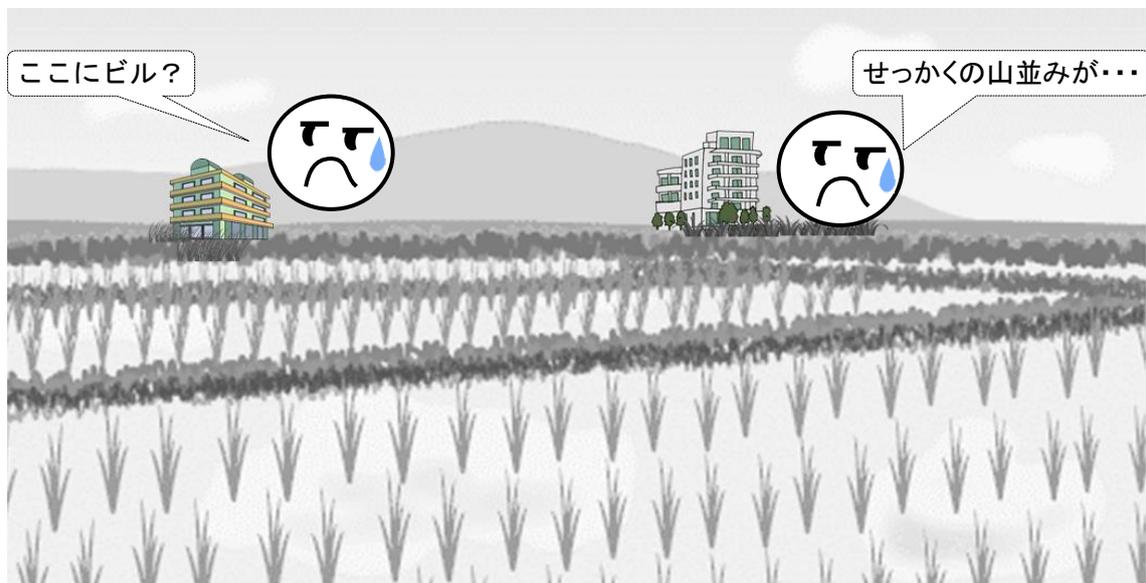


4 田園の眺望景観

田畑、農業施設、農家住宅等により構成される眺望景観。これら田園の眺望が阻害されないよう、農地を農業関係以外の用途の土地に変更しないことや、農家住宅等の農業関係の建築物を建築等する場合であっても現状の風景と調和した高さ、形態、色彩、敷地の植栽に配慮することが必要です。



(1) あさひ舟川 の 春の四重奏

ア 視点場関係

(視点場が舟川に面する地区内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・チューリップや菜の花の畑等は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・朝日岳麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・桜の樹木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(2) 東山円筒分水槽 から見る 田園

ア 視点場関係

(視点場が分水槽付近にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・ 田畑は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・ 東山円筒分水槽は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。
- ・ 東山円筒分水槽周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・ 東山円筒分水槽や農業用水路は、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。



(3) 呉羽丘陵の梨畑

ア 視点場関係

(視点場が呉羽丘陵にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・梨畑は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・梨畑周辺の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(4) 三乗の棚田

ア 視点場関係

(視点場が棚田にあるため、視対象関係と同じ。)

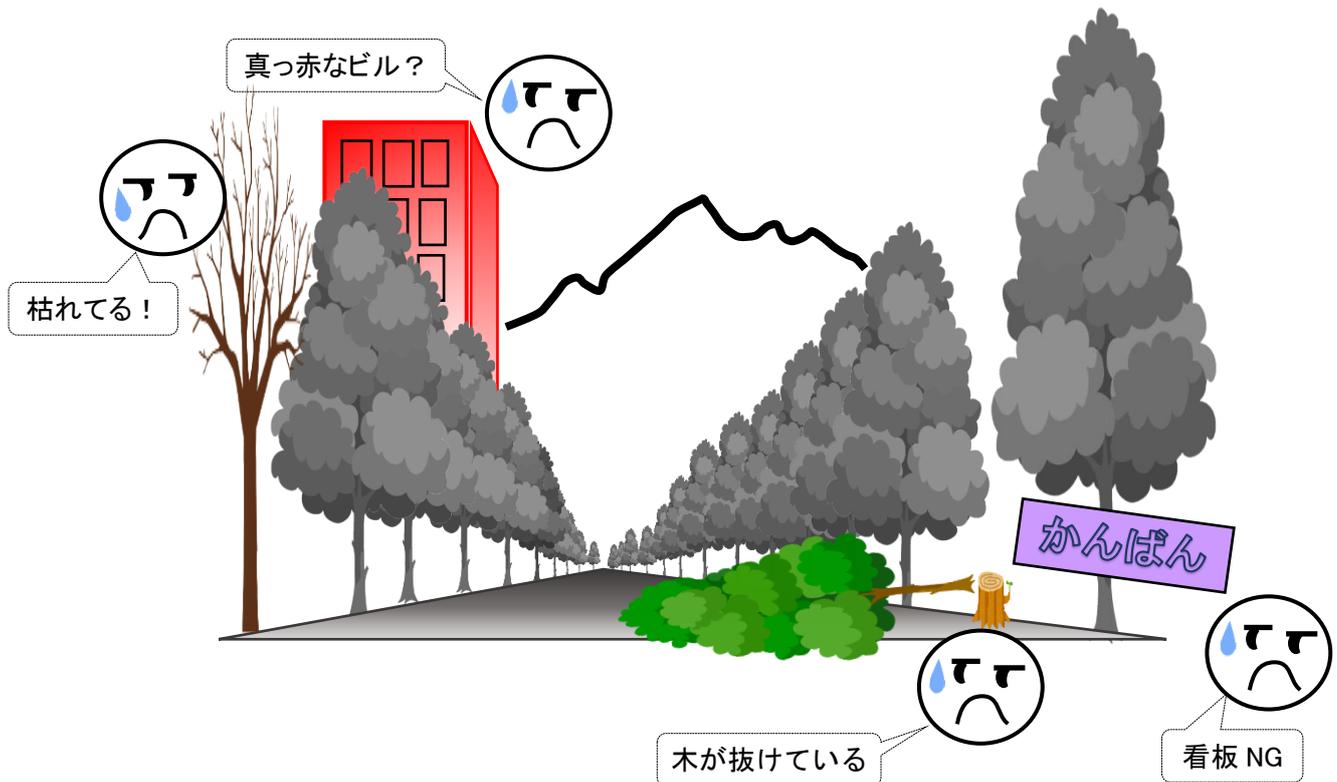
イ 視対象関係

- ・棚田は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・棚田周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・農家住宅等の建築物は、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。



5 並木の眺望景観

桜、銀杏等の樹木が立ち並ぶ眺望景観。並木が害虫防除など適切に管理されているとともに、眺望が損なわれるような樹木の伐採、建築物の新築及び屋外広告物等の設置を控える必要があります。



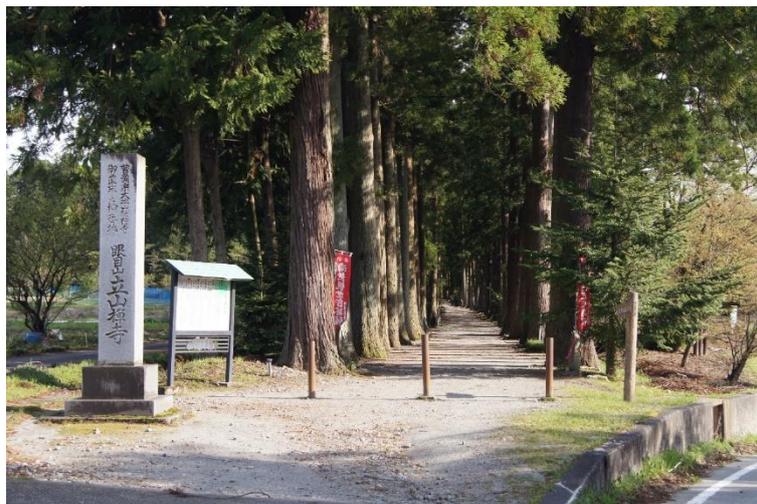
(1) 眼目山立山寺参道の 梅並木

ア 視点場関係

(視点場が参道にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・梅並木は大岩眼目県定公園内にあるため、身近な自然等に配慮し、眺望が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。
- ・梅並木は県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・梅並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・寺院と関係のない屋外広告物は設置しないこと。



(2) 松川べりの 桜並木

ア 視点場関係

(視点場が松川付近にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(3) 富山縣護國神社前 の 銀杏並木

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・ 銀杏並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・ 銀杏並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・ 劔岳の稜線を切る高さの建築物の新築等により、並木等の眺望を損なわないこと。



(4) 常西用水プロムナードの桜並木

ア 視点場関係

(視点場が並木の通路上にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(5) 神通川さくら堤と塩の千本桜の並木

ア 視点場関係

(視点場が河川堤防上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(6) 瑞龍寺門前 から見る 八丁道

ア 視点場関係

(視点場が道路（歩道）上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・松並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・松並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・松並木や灯籠等のある植栽帯は、除草など適切な管理が行われていること。
- ・国指定史跡（加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所））を遮る工作物を新築しないこと。



6 公園内の眺望景観

水、花や緑などを工夫して整備された公園の眺望景観。これら公園内の眺望を阻害する工作物の新築及び外観変更等を控えるとともに、公園内の工作物や植物等が適切に管理されていることが必要です。

(1) 富山県中央植物園 の 桜並木

ア 視点場関係

(視点場が植物園内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・樹木等の植物が適切に管理されていること。



(2) 海王丸パーク親水護岸 から見る ベイエリア

ア 視点場関係

(視点場が海王丸パーク内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・海王丸や橋等が適切に管理されていること。
- ・海王丸パーク周辺の発電施設等の工作物が適切に管理されていること。



(3) 高岡古城公園 の お濠の紅葉

ア 視点場関係

(視点場が高岡古城公園(高岡城跡)内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・公園内の樹木、池、橋等が適切に管理されていること。
- ・高岡古城公園は高岡公園風致地区内にあるため、建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・高岡城跡は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



(4) チューリップタワー から見る 花の地上絵

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・公園内の草花、樹木等の植物が適切に管理されていること



(5) 頼成の森 の ハナショウブ苑

ア 視点場関係

(視点場が頼成の森内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・公園内の草花、樹木等の植物が適切に管理されていること。
- ・公園周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、森林法の許可を受けること。



(6) となみ夢の平スキー場 の コスモス畑

ア 視点場関係

(視点場がスキー場内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・スキー場内の草花等の植物が適切に管理されていること。
- ・スキー場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



7 その他

自然現象、生物発光、雪の造形、祭りなど特殊な眺望景観。

(1) 大町海岸公園 から見る 蜃気楼

ア 視点場関係

- ・公園が適切に管理されていること。
- ・視点場が国登録記念物である魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）のため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の届出を行うこと。

イ 視対象関係

- ・海面の眺望が損なわれるような工作物を築造しないこと。



(2) 観光船 から見る ホタルイカ群遊海面

ア 視点場関係

(視点場が滑川市沖にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

(海面の生物の自然現象のため、特になし。)



(3) 室堂平 の 雪の大谷

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

(除雪した跡のため、特になし。)



(4) 片原町交差点 で見る 高岡御車山祭

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・高岡御車山祭の山車は国指定重要有形民俗文化財、行事は国指定重要無形民俗文化財であるため、適切に保存されていること。



(5) 氷見漁港 の けあらし

ア 視点場関係

- ・漁港が適切に管理されていること。

イ 視対象関係

- ・漁港沖の唐島が県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。



参 考 资 料

1 富山県眺望景観保全指針 関係法令等一覧

1	富山県景観条例
2	富山県大規模行為の景観づくり基準
3	立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準
4	富山市景観計画
5	高岡市景観計画
6	氷見市景観計画
7	砺波市景観まちづくり計画
8	南砺市五箇山景観計画
9	立山町大規模行為の景観づくり基準
10	富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例
11	高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例
12	とやま都市 MIRAI 地区 地区計画
13	八日町通り人と人とのうらおいのあるまちづくり協定
14	富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準
15	農地法
16	森林法
17	自然公園法
18	富山県立自然公園条例
19	富山県定公園規則
20	富山県自然環境保全条例
21	文化財保護法
22	富山県文化財保護条例
23	高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例
24	南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例
25	太陽光発電の環境配慮ガイドライン

2 各関係法令等中の主な関係条項等

	関係法令等	主な関係条項等
1	富山県景観条例	第13条(景観づくり住民協定)、第23条(大規模行為の景観づくり基準)、第32条(特定行為の景観づくり基準)、第37条(ふるさと眺望点の指定)
2	富山県大規模行為の景観づくり基準	(全て)
3	立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準	(全て)
4	富山市景観計画	第5章(良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)
5	高岡市景観計画	第6章(行為の制限に関する事項)
6	氷見市景観計画	第3章(市域全体に対する景観誘導策)
7	砺波市景観まちづくり計画	第3章(景観まちづくりの基本事項)
8	南砺市五箇山景観計画	第4章(良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)
9	立山町大規模行為の景観づくり基準	(全て)
10	富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第2条(許可を要する行為)、第4条(許可の基準)
11	高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第2条(許可を要する行為)、第4条(許可の基準)
12	とやま都市MIRAI地区 地区計画	(全て)
13	八日町通り人と人とのうらおいのあるまちづくり協定	(全て)
14	富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準	(全て)
15	農地法	第4条(農地の転用の制限)、第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
16	森林法	第10条の2(開発行為の許可)
17	自然公園法	第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)
18	富山県立自然公園条例	第20条(特別地域)、第24条(普通地域)
19	富山県定公園規則	第10条(保全のための配慮)
20	富山県自然環境保全条例	第11条(特別地区)
21	文化財保護法	第43条(現状変更等の制限)、第64条(登録有形文化財の現状変更の届出等)、第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)、第133条
22	富山県文化財保護条例	第11条(現状変更等の制限)
23	高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例	第30条(現状変更行為の許可等)、第31条(許可の基準)
24	南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例	第6条(現状変更行為の規制)、第7条(許可の基準)
25	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	(全て)

3 経緯

2002年(平成14年)9月	富山県景観条例制定
2003年(平成15年)4月	富山県景観条例一部施行
2004年(平成16年)4月	富山県景観条例全部施行
2006年(平成18年)3月	ふるさと眺望点(自然景観)11地点指定
2007年(平成19年)9月	ふるさと眺望点(四季の景観)11地点指定
2010年(平成22年)4月	ふるさと眺望点(都市(まち)の景観)8地点指定
2021年(令和3年) 3月	とやまビューポイント(ふるさと眺望点の愛称)30地点指定
10月12日	富山県景観審議会に眺望景観保全指針策定部会を設置
11月29日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第1回)開催
12月21日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第2回)開催
2022年(令和4年) 2月10日～3月3日	富山県眺望景観保全指針(素案)に対するパブリックコメント募集
3月17日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第3回)開催
3月29日	富山県眺望景観保全指針策定

4 眺望景観保全指針策定部会設置要綱

(設置)

第1条 富山県景観条例施行規則(平成15年富山県規則第21号)第23条第2項の規定に基づき、富山県景観審議会(以下「審議会」という。)に、眺望景観保全指針策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 眺望景観保全指針(以下「指針」という。)の検討及び策定に関すること。

(2) その他指針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、審議会委員及び専門員若干人の委員で組織する。

2 部会に属する審議会委員は、会長が指名し、専門員は、会長の推薦により、部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の議決)

第6条 部会が第2条の規定により定められた調査審議事項について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とすることができる。この場合において、部会で議決した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、土木部建築住宅課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

5 富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会 委員名簿

氏 名	所属・役職
(部会長) 奥 敬一	富山大学 学術研究部芸術文化学系 教授 富山県景観審議会会長
鈴木 景二	富山大学 学術研究部人文科学系 教授 富山県景観審議会委員
(専門員) 野崎 博	富山県写真家協会 会長
柳 真子	専門学校 職藝学院 准教授 富山県景観審議会委員
(専門員) 吉川 信一	富山県美術連合会 常任相談役

(五十音順)

任期：令和3年10月12日～令和5年9月9日

